

氏名	陳 永 峰
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	法博第54号
学位授与の日付	平成18年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	法学研究科政治学専攻
学位論文題目	台湾における土地改革 ——政治経済的考察——

論文調査委員 (主査) 教授 木村雅昭 教授 新川敏光 教授 大嶽秀夫

論文内容の要旨

本論文は1950年代初頭に実施された台湾の土地改革を検討することによって、それが台湾の政治経済にどのような影響を及ぼしたかを明らかにせんとしたものである。構成は序章(問題の所在)、第一章(歴史的背景)、第二章(アメリカの役割)、第三章(中国国民党とテクノクラート)、第四章(土地改革と戦後政治経済構造の再編)からなっている。

序章で本論文の狙いを提示した後、第一章では清朝支配下における台湾の伝統的な土地制度を考察し、台湾が辺境的性格を帯びていたことから中国本土と比較して土豪勢力が地方統治の実権を掌握する度合いがより強かったことが実証されている。その後、日本の植民地統治期に入ると、治安が整備されて地方の統治権が土豪から剝奪されてゆく。それと同時に、農業にも変化が惹起され、米の商品作物化が進展する一方、1930年代に農業倉庫が整備され、産業組合が精米、ならびに低利融資に乗り出すにつれて、それまで米の流通過程を牛耳ってきた地主は、その経済的な基盤を掘り崩されてゆくこととなったのである。この意味で戦後の土地改革が地主側からの強い抵抗もなく比較的スムーズになし遂げられたのは、地主自身以上のように変貌をとげていたがためである。そのことは前近代的な土豪から近代的地主への転換と総括されるべき現象であったが、それ以外にも日本の台湾統治は工業化の分野で相当な成果を生み出すこととなったのである。もとよりそれは日本の南方進出の前進基地として台湾を利用せんとする日本の戦略的配慮に発するものであり、新たに勃興してきた企業の所有者も日本人である。しかしこうした企業は、戦後には台湾政府に接収されて国有企業となり、その後の経済発展に一定の役割を果たすこととなった。同様に、植民地統治下での工業化は総督府の指導下になされたが、それもまた国家主導型の経済運営として戦後の台湾に受け継がれてゆくこととなったのである。

第二章は、土地改革とアメリカとの関係、ならびにアメリカの経済援助と戦後台湾の経済発展との関係に焦点が当てられている。アメリカは民主主義を育成、強化せんとして、被援助国の土地改革に重点をおいていた。加えて中国共産党政権の成立を画期として、共産主義の浸透から途上国を防衛するという戦略的考慮が加味されて、台湾に対する改革圧力もより一層強化されることとなった。著者によれば、欧米先進諸国にとって革命とは、都市労働者階級を主体とするもので、中国で進行した農民革命は、予期し得ないものであり、そのことが土地改革圧力をより強めることとなったのである。その一方でアメリカは朝鮮戦争の影響もあって、直接軍事援助、防衛援助、技術援助、余剰農産物援助等、大々的な援助に乗り出すこととなったが、著者によれば国有企業に対する援助がとりわけ重要である。すなわち日本の植民地支配の遺産である国有企業は、1950年代にはその資金の60パーセントをアメリカからの援助に依存しつつ、台湾の経済発展に重要な役割を果たすこととなった。

第三章では、国民党の土地行政・農業テクノクラートが果たした役割を中心に、台湾における土地改革政策の形成過程が扱われている。著者によれば、蒋介石支配下の国民党は、もともと「私人的性格」を強く帯びた「軍閥的」な組織であり、いうならば「兵営国家」的体質が支配的であったが、しかしこの時代の台湾ではテクノクラートが活躍する余地が存在した。なぜならば国民党は、台湾社会と無関係に近い外来政権であり、かつ半世紀にわたった日本植民地統治が解体したため、継

承すべき政治社会システムが存在していなかったからである。こうした状況を踏まえてテクノクラートの活動が大陸時代にまで遡って検証され、さらに限られた地域ではあるが大陸で試みられた試行的な土地改革の実態が明らかにされている。著者によればこうした経緯は台湾における土地改革を成功裡にし遂げる上での準備段階とみなされるべきものである。また台湾の土地改革は、小作料の引き下げ、公有地の払い下げ、地主からの土地の没収という三段階からなるものである。その際、地主には3甲（約3町歩）の保留地を認め、それ以上の土地に関しても有償で没収する等、必ずしも急進的なものではなかったが、それなりの成果をあげることとなったのである。

第四章では土地改革が台湾の政治経済に与えた影響が検討されている。著者によれば地主に対する補償は現金ではなくて株券、米と芋とに引き換えることができる実物債券からなっていたが、株価の暴落、実物債券の価格下落によってその価値を減じ、また保留地も働き手の不足により、その多くが他人の手に渡ることとなった。このように地主は没落してゆくが、そのことが彼らを商工業へと進出させてゆく一方、創設された自作農も均分相続によって耕地の細分化に晒された結果、兼業農家が増加し、そしてこの兼業農家は低賃金労働の温床となった。つまりここに戦後台湾の輸出産業の立役者、すなわち低賃金労働を駆使した中小企業という体制が生まれてくることとなったのである。この意味で土地改革は戦後の台湾経済の基本構造を決定づける上で重要な役割を演じている。しかも活況を呈する中小企業は、次第に国有企業を凌駕し、その後の台湾の政治経済に質的な変化を惹起することとなった。以上のような状況は、社会の他の階層、とりわけ貧しい農民の上昇志向を刺激することによって、幅広い中間層を形成することを可能にし、そしてこの中間層こそが、経済自由化と政治的民主化の推進力となった指摘して、著者は論述を終えている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、戦後台湾における土地改革を、地主権力の歴史的背景、日本の植民地統治下におけるその変貌、さらに戦後のアメリカおよび国民党政権の政策に焦点をあわせて分析したものである。いわゆる第三世界の経済発展、政治的安定にとって土地改革は決定的な重要性を有しており、いずれの政府も土地改革に取り組むこととなったが、非共産諸国で成果をおさめた国は必ずしも多くない。この意味で韓国とともにいち早く土地改革に取り組んで成果をおさめ、その後の政治、経済に大きな影響を与えた台湾の土地改革を取り上げた本論文の意義には大なるものがある。また著者は土地改革に焦点を絞りつつ、近・現代台湾の歴史とその間に生じた政治経済の変貌に関して、数々の興味深い知見を提供している。

著者によれば土地改革の困難さは「国民のある集団から強制的に財産をとりあげ、それをもう一方の集団にあたえること」にある。台湾の場合、政権を担当した国民党政権が大陸から逃れてきた政権であり、現地社会との繋がりを欠いていたことが土地改革を成功裡に推し進めた上で決定的な要因をなしている。しかも土地改革の立案と実施にあたっては、外国に留学したテクノクラートが主導的な役割を發揮していた。そのことを当時の政治家、役人の動きを詳細に追跡することによって実証したことは、たんに土地改革の成功の背景として重要であるばかりか、ともすれば人的ネットワークに注目して分析されてきた台湾＝中国政治の新たな側面を浮き彫りにしたものである。また土地改革そのものが、従来主張されてきたようにアメリカからの圧力ではなくて、国民党じしんのイニシアチブに発するものであり、しかも大陸で試行的に土地改革が実施されていたことを実証したことも、地主階級の代弁者と捉えられてきた国民党の隠された一面を明かにするものである。

それと同時に著者は、土地改革成功のいま一つの要因として、日本の植民地統治下で引起された社会的変化に注目する。それは土豪から近代的地主への変貌であり、国家権力が社会の底辺へと浸透してゆくにつれて生じたものである。著者はこの過程を歴史的に遡ることによって伝統的な土豪権力の実態を明かにし、さらに植民地統治下で土豪の政治的、経済的基盤がいかにして掘り崩されていったかを実証的に解明している。豊富な数量的データを駆使してなされた著者の分析は、植民地統治下の台湾農村に関する興味深い社会史的考察であるが、同時にまた日本の台湾統治の本質を鋭く抉り出しているであろう。

土地改革の結果、自作農が創設されるにつれて農村が安定し、農業生産が増加したのはいうまでもないが、しかし特筆すべきは著者が、戦後の台湾の政治経済状況という大きな枠組みの中で土地改革の意義を考察していることである。すなわち地主補償額の逡減に起因する地主の中小企業家への転身、分割相続がもたらした土地の細分化ならびに兼業農家の増加に起因する低賃金労働は、中小企業と低賃金労働に依存する戦後の台湾経済の構図の中に土地改革を位置づけたものである。ま

た土地改革によって旧地主が没落した結果、権威主義的党国体制の確立が可能となったこと、それに飽きたらぬ中間層が80年代以降の自由化、民主化の担い手になったとする著者の指摘も、土地改革の政治的意味合いを考察したものとして評価できるであろう。

もっとも土地改革の政治、経済的意味合いを検討する著者の考察に問題がないわけではない。例えば著者自身も認めるように、経済的困窮による地主の中小企業への転身という側面は実証的データによる裏付けが薄弱である。また80年代以降の自由化・民主化運動は、従来外省人の支配下にあった国民党組織にも変貌を迫るはずであるにもかかわらず、この点に関する考察が充分になされているとは言い難い。この意味で本論文は将来に課題を残したものであるものの、本論文の主題である土地改革を、歴史的背景、台湾＝中国政治の特質、戦後台湾の政治経済システムを踏まえて解き明かした意義には大なるものがある。また本論文で日本の台湾統治が詳細に分析されており、その光と影を抉り出したことも評価されるべきである。植民地統治下の台湾で実施された治安維持制度の整備と土地所有権の確定は、いずれの植民地当局も企図したものであったが、それらが首尾よく遂行された例は必ずしも多くない。また工業化の分野でも比較的短期間のうちに相当な成果を達成した点で、台湾統治は数ある植民地統治の中で例外に属しているといつて過言でない。著者によれば、その原因は日本の南方進出の前進基地へと台湾を仕立てあげんとしたことにある。したがって本論文は日本の台湾統治に一貫して批判的な立場に立っているが、しかし以上の事実はこんにち再び論争的なテーマとなりつつある植民地問題に関して貴重な問題提起をなすものといえよう。

以上の点に鑑み、本論文は博士（法学）の学位を付与するにふさわしいものである。なお調査委員三名が2月23日本論文の試問を行った結果、合格と認めた。